

葛尾村 観光推進体制 「葛尾村観光推進協議会」について

葛尾村 地域振興課
地域づくり推進係

目次

テーマ	概要	ページ番号
1 観光推進体制のご説明	• 観光推進体制の整備に向けた進め方 • ヒアリングにていただいたご意見の代表例 • 観光推進体制の概要 • 全体会議 • 部会	P2-7
2 参加方法のご案内	• 参加方法	P8-9
3 会則	• 会則 • 様式	P10-14

1. 観光推進体制のご説明

観光戦略プラン「基本戦略3一体となった観光推進体制づくり」の基本施策に、事業者や村民の皆様にご意見を反映し、観光推進体制案の改善を図りました。

STEP

1

案の作成

〈観光戦略プラン「基本戦略3 一体となった観光推進体制づくり」のための基本施策〉

- ① 観光振興に対する人材育成
- ② 観光客の受け入れ体制及び環境の整備
- ③ 村一体での観光推進体制の整備

観光戦略プランを踏まえ、村役場を中心に官民一体の任意団体として観光組織を組成する案を作成



2

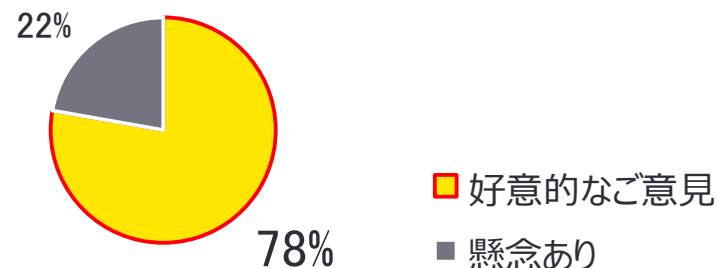
ヒアリング

観光組織を組成する案について
事業者や村民の皆様へヒアリングを実施

8割近く好意的な意見をいただいております、
頂いた意見を取りまとめ

〈ヒアリング結果概要〉

観光推進体制案に対するご意見



3

ブラッシュアップ

〈ご意見をふまえた改善箇所の代表例〉

- 会長について観光担当課長が担う形にすることで、**運営責任を明確化**
- 部会について、**特定のコンテンツ等を軸に有志の参加者が皆で連携する形で運営** etc……

ヒアリング内でいただいた、観光推進体制案に対するご意見の代表例は以下の通りです。

〈ヒアリングにていただいた好意的なご意見の代表例〉

- 官民一体の任意団体から組成するという点について、ベーシックな団体設立の流れに近いと認識。感触としては良い
- **事務局が推進体制を主導する必要がある**
- 将来的な任意団体への移行について、**関係者の雰囲気を見て決めるというのは良い考えである**
- 事業者間の連絡が取りまとめられると、事業者としても連携などが取りやすい
- まずは官民一体の任意団体として推進体制をつくり、試行的な取組を通じて改善していくのが望ましい etc……

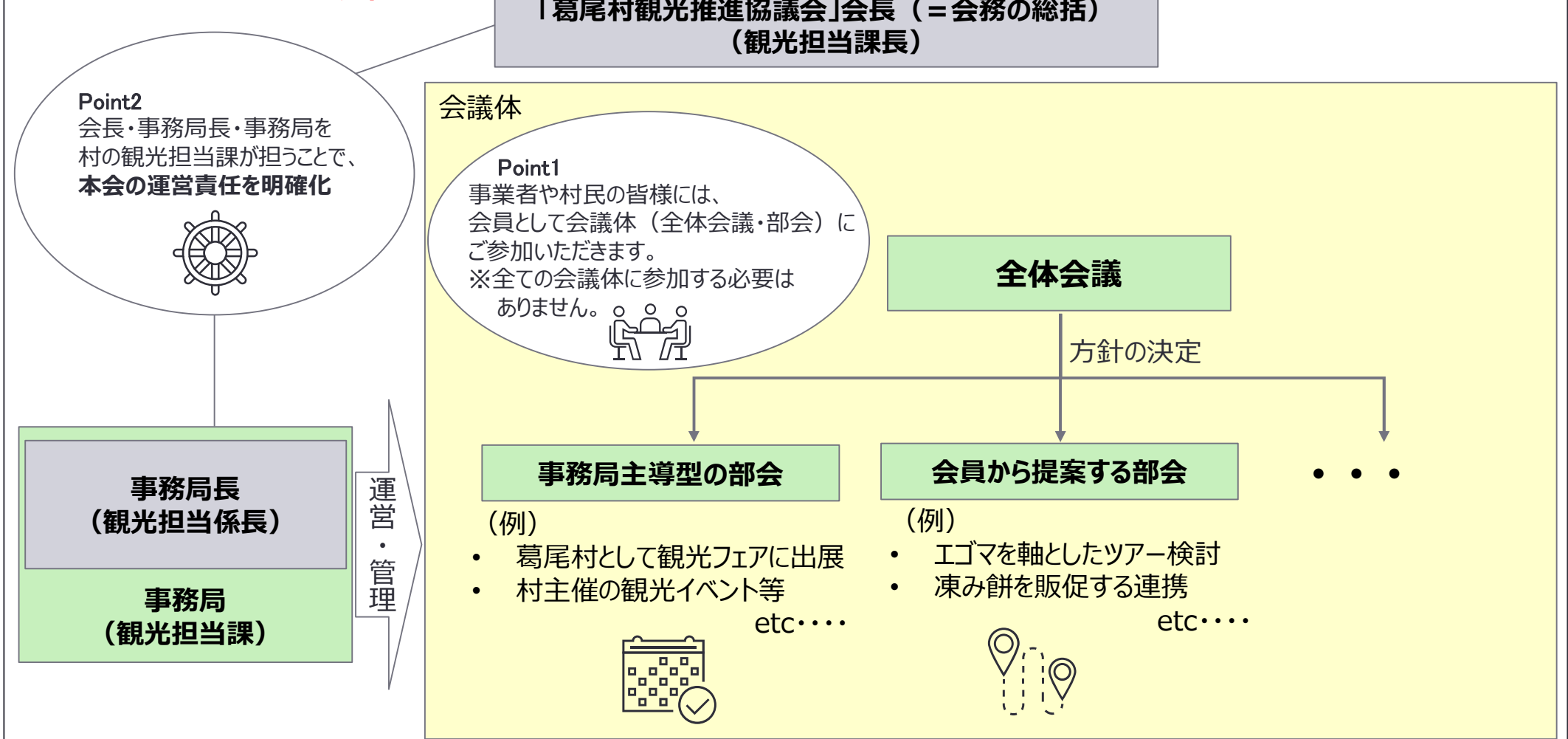
〈ヒアリングにていただいたご懸念の代表例〉

- メンバーがフェードアウトしないよう、**誰が責任を持って推進するのかを詰めるべきである**
- 事業者が少ない中で細かい部会に分ける意味がない。**観光の柱となる資源を一つ決め、全体が連携する必要がある**
- 将来的に**村が観光で何を目指すかを明確にしないと、形だけの組織になる可能性がある** etc……

官民一体の任意団体となる「葛尾村観光推進協議会」を組成しました。事業者や村民の皆様には、会議体に参加いただくことで、観光事業のご提案や実行にご参加いただけます。

■ 官民一体の任意団体として「葛尾村観光推進協議会」（以下、本会と表記する）を推進体制として組成

「葛尾村観光推進協議会」組織図



※本会は会員から会費を徴収しないため、事業遂行に必要なお金があれば関係者から集めるか、補助金を申請する（申請主体は各人）などの対応が必要になります。

全体会議では、葛尾村の観光推進の方針を話し合い、決定すると同時に、観光に関する情報共有を行うことを目的に開催します。

■ 機能

- 葛尾村の観光推進の方針に関する議論
- 観光に関する情報全般の共有

■ 取り扱う議題

議題	内容
方針の決定	■ 関係者で認識を合わせつつ、葛尾村の観光に関する方針について議論。
情報共有	■ 葛尾村の観光に関する情報全般の共有。
各部会の進捗報告および意見交換	■ 部会における、それぞれのテーマに特化した議論・取組の情報共有・意見交換。
観光PR（広報誌発行やSNSの運用）	■ 観光公式サイト（村役場運営）などで発信する観光情報に関する議論。
教育・研修	■ 会員のスキルアップ等を目的とした教育・研修機会の提供。

■ 参加による意義

- 意見の反映：観光推進に関する方針への意見反映
- 情報・状況把握：観光に関する情報・状況の把握

■ 開催頻度

- 三か月に一回程度

**部会は、具体的な観光事業の取組について、各テーマに特化した議論・連携を行う
目的で開催します。**

■ 機能

- 個々の観光事業のテーマに特化した議論・連携。

■ 部会の区分

区分	取り扱う内容	具体例
事務局主導型の部会	観光戦略プランに基づき企画するイベント等	葛尾村として観光フェア出展に当たっての、参加者募集や配置、スケジュールの管理 
会員提案型の部会	特定のコンテンツ等を軸とした、 有志の事業者間の連携 ※提案に当たっては、申請書を事務局に提出	エゴマを軸とした、体験や商品購入を行うことができるツアーの構築 

■ 参加による意義

- 売上機会：イベント出店／体験の販売
- 連携：他事業者・住民と連携しての商品化
- ノウハウ：集客・発信・接客のコツを共有

■ 開催頻度

- 部会ごとに決定

■ 部会の提案方法

- 会員提案型は代表者が部会の開催を申請

※本会は会員から会費を徴収しないため、**部会で必要なお金があれば関係者から集めるか、補助金を申請する
(申請主体は各人)**などの対応が必要になります。

2. 参加方法のご案内

事務局に参加申込書を提出いただくことで会員となり、会議体に出席いただくことが可能になります。

会員として本会に参加するには、参加申込書に必要事項を記載のうえ事務局にご提出いただき、参加意思を表明いただきます。

参加申込書を提出し、本会に会員として参加する



会議体に出席し、コンテンツや取組に意見を反映させる



取組を通じ、観光コンテンツを販売し利益を得る



観光関連事業者のみならず、観光に興味のある方はどなたでも参加いただけますので、ぜひお申し込みください。

※本会で会費等の費用は徴収いたしません。

3. 会則

葛尾村観光推進協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、葛尾村観光推進協議会（以下、本会と表記する）と称する。

(目的)

第2条 「村・地域事業者・村民が三位一体」となる観光推進体制として本会を位置づけ、次の目的の達成に向けて活動する。

- (1) 法人格を有する観光組織の設立
- (2) 観光客の受け入れ体制の充実
- (3) 地域経済に資する観光産業の育成
- (4) 観光振興の取組による、村民の郷土愛の醸成
- (5) 次世代の観光振興を担う人材育成

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 葛尾村の観光に関する情報の共有
- (2) 葛尾村の観光に関する取組の推進
- (3) 葛尾村の観光コンテンツの開発支援
- (4) 葛尾村の観光に関する各種データの収集・分析
- (5) 葛尾村の観光振興に対する人材育成
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な業務

(役員)

第4条 本会には、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長は、葛尾村の観光担当課長を選出する。
- (3) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(事務局)

第5条

- (1) 本会の事務を処理するため、事務局を葛尾村の観光担当課内に置く。
- (2) 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- (3) 事務局長は、葛尾村の観光担当係長を選出する。

(会員)

第6条

- (1) 本会は、葛尾村の事業者や村民からの有志の参加者で構成する。
- (2) 本会の参加に当たっては、様式 1 に必要事項を記載のうえ、事務局に提出することとする。

(全体会議)

第7条

- (1) 観光推進に係る方針の決定や、観光に関する情報・状況の共有、観光関連のプロモーションや教育・研修等の実施を目的に、全体会議を設置する。
- (2) 全体会議は、事務局による会員の招集により実施する。

(部会)

第8条

- (1) 各テーマごとに特化した協議を目的とする会議体として、部会を設置する。
- (2) 事務局もしくは会員からの提案のいずれかにより、部会は設置される。
- (3) 事務局により設置された部会については、事務局が運営を担当する。
- (4) 会員からの提案により設置された部会については、提案した会員が運営を担当することとし、事務局は必要に応じて関与するものとする。
- (5) 会員からの提案により部会を設置する場合は、様式2に必要事項を記載のうえ、事務局に書類を提出すること。事務局は、提出された書類に不備等がないかを確認したうえで、部会設立の可否を行う。
- (6) 各部会の進捗は、全体会議で報告を行う。

(会計)

第9条 経費等は、必要に応じて、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

(解散)

第11条

- (1) 本会は、令和11年度末に解散する。
- (2) ただし、目的が達成されない場合にはその限りではない。
- (3) 令和11年度末より前に第2条の目的が達成された場合には、その段階で解散する。

(補則)

第12条 この会則に定める条項のほか、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、令和7年11月1日から施行する。

3.会則
様式
様式

会則第6条に基づき、本会参加に当たっては「様式 1_葛尾村観光推進協議会 参加申込書」の提出を求める。

様式 1

葛尾村観光推進協議会 参加申込書

葛尾村観光推進協議会長 様

令和 年 月 日

葛尾村観光推進協議会の趣旨に賛同し、参加を申し込みます。

名 称	(フリガナ)
(会社名・個人名)	
代 表 者 名	(氏名フリガナ)
	(役職) (氏名)
担 当 者 名	(フリガナ)
所在地	〒
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail	
URL	

会則第8条に基づき、新規の部会設置に当たっては「様式2_部会 申請書」の提出を求める。

様式 2

部会 申請書

葛尾村観光推進協議会長 様

令和 年 月 日

以下の計画で、部会を申請します。

部会名	(フリガナ)
設置目的	
期間	
計画	
その他	

申請者情報

申請者名	
(会社名・個人名)	
代 表 者 名	
連絡先	